

壱岐市農業委員会定例会（令和４年９月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年９月２６日（月） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １７名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員

第２．議案第４０号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第４１号 農地法第３条第１項目的の買受適格証明について

議案第４２号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する
意見について

議案第４３号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に
対する意見について

議案第４４号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の
決定について

議案第４５号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
（案）に関する意見について

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。
ご案内の時間前ではありますが、全員お揃いでありますので、只今より令和４年９月の農業委員会の総会を開会致します。
本日の出席委員は１８名中１８名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。
それでは、・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、これより議事に入らせて頂きます。

まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・番 ・ ・ 委員、・・番 ・ ・ 委員をお願いを致したいと思ひます。よろしくお願い致します。

事務局

なお、本日の会議書記には事務局の・・・係長を指名致します。

それでは、日程第2の議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

はい、大変申し訳ございません。一部訂正がありましたので、本日配付しております資料と差し替えをお願い致します。お手数をお掛けします。

議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

17番 土地の所在

勝本町西戸触 字椿川 地目 畑 面積 536㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が42,012㎡、畑が15,768㎡、計57,780㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢のため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により受贈し、耕作に従事する。というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付け及びたばこの栽培です。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、AP1、ショベル、運搬車等を所有してあります。

農作業暦は本人55年、妻45年、子23年、子の妻5年です。

通作距離は1.7km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農地所有適格法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り20日に・・・さん、事務局と確認を致しました。

・・・さんと・・・さんは親戚関係になられます。この農地の一部は竹林化しておりますが、・・・さんが整備をして野菜を作付けするという事でございますので、何ら問題はないと思いますが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号17番は決定いたします。

続きまして、議案第41号「農地法第3条第1項目的買受適格証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。

議案第41号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」、買受適格証明願が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

石田町南触	字浜田	・・・	地目	田	面積	3 4 0 m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	1 6 5 m ²
同じく		・・・	地目	田	面積	6 2 2 m ²
石田町南触	字志自岐	・・・	地目	畑	面積	1, 3 4 5 m ²
申請人、・・・・・・・・・・						

経営地は田が14,393 m²、畑が3,389 m²で計 17,782 m²です。

申請理由、家の前の農地であり、経営規模拡大のため、競買したい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主に水稻の作付けです。

農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、草刈り機、軽トラを所有してあります。

農作業暦は40年です。通作距離は遠いもので150 m程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻、野菜を作付ける計画でありますので、周辺への影響はないと判断しております。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月20日に・・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、17番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。

只今、事務局から説明がありました通り20日に現地を確認致しました所、一部耕作されていない圃場を見受けられました。

・・・さんは、主に水稻の作付けと野菜の栽培を行っておられまして、買受適格者であると思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第41号1番は決定致します。

続きまして、議案第42号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第42号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

8番 土地の所在、

郷ノ浦町若松触 字射辻原・・・・の一部 地目 田 面積 2,078㎡のうち730㎡

で一般個人住宅の500㎡を超えておりますが、法面部分が191㎡、進入路として40㎡利用する計画になっておりまして、住宅部分の有効面積は495㎡となります。

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、両親宅に隣接する申請地を譲り受けて居宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。

9月20日に・・・委員さんと申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。担当の・・・です。事務局の説明がありました通り、先日本人のお母さん立ち会いの下に現地確認を致しました。・・・さんは・・・さん宅の長男さんで、名古屋で看護師さんをされてあったのですが、

家に帰って来られ結婚をされて、子供さんが今幼稚園で小学校に入る前に来年の４月には新築を建ててそこに入りたいなあと希望されております。親さんが家はあるからよかったというふうな感じで説得されたそうですが、やっぱり男の希望として自分の家を建てたいというのが願望ですので、子供さんの夢を叶えて良いんじゃないですかという事でお話をして、それに燃えておりますので、良いかと思います。周りは農地ばかりで隣の家までは、直線で２００ｍ位離れて、周辺環境に対しても排水等に関しましても別に問題ない所ですので、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第４２号８番は意見を付して回答致します。

続きまして、９番の説明を求めます。

事務局

はい、９番 土地の所在、

勝本町本宮西触 字西古坊 ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 ９３０㎡

で一般個人住宅の５００㎡を超えておりますが、法面部分が４３２㎡ありますので、住宅部分の有効面積は４９８㎡となります。

除外目的、住宅用地

申請人、・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地を父より譲り受けて居宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は９頁から１１頁です。

９月２０日に・ ・ 委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員

議長。

議長

はい、・ 番 ・ ・ 委員。

・ ・ 委員

皆さんお早うございます。担当の・ ・ です。

事務局の説明の通り９月２０日にご本人さんと現地確認を行いました。

・ ・ さんは、ご両親と同居してありますが、子供さんの成長に伴い手狭になってきたという事で、お父さんの農地を譲り受けて自己の住宅を建築するために農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。

合併浄化槽も設置される予定で、周辺農地とは十分な距離をおいて建築される計画でありますので、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第４２号９

番は意見を付して回答致します。

続きまして、10番の説明を求めます。

事務局

はい、4頁をお願いします。一部訂正をお願い致します。目的が住宅用地となっておりますが、この案件は農家住宅用地に変更願います。

10番 土地の所在、

芦辺町中野郷仲触 字惣清 ・・・・ 地目 畑 面積 1,654㎡

で農家住宅の1,000㎡を超えておりますが、法面部分が516㎡と進入路として141㎡利用する計画になっておりまして、住宅部分の有効面積は997㎡となります。

除外目的、農家住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、子の家族との同居に当たり居宅を新築する必要があるが、現居住地は狭小であり、また、地すべり警戒区域の傍らに位置しているため、新たに申請地に居宅を建築したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は12頁から14頁です。

9月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

皆さんお早うございます。担当の・・です。

事務局の説明の通りに9月20日に現地確認を行いました。

・・さんの今、住んである住宅は、建築から50年以上が経過し老朽化が進んでおりまして、子供家族との同居できる住宅の建て替えを計画されてありますが、今の場所は、周囲が傾斜地で災害の危険性が高いことや建築に必要な面積を確保出来ないことから今回の申請地に本家・隠居等を建築したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事でございます。

合併浄化槽も設置される予定で、平家建てであり周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号10番は意見を付して回答致します。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局

はい、11番 土地の所在、

芦辺町湯岳本村触 字目細 ・・・・の一部 地目 畑 面積 2,049㎡のうち411㎡

芦辺町湯岳本村触 字辻米 ・・・・ 地目 田 面積 316㎡

計 2筆で727㎡

除外目的、植林

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、自己所有の申請地でサカキの栽培を計画しており、サカキの育成に必要な陰地を確保するために杉を植林したので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は15頁から17頁です。

6月の定例会の折に違反転用についてご審議頂いた案件です。

違反転用事案報告書を県の農山村振興課へ提出しました所、令和4年7月6日付け、4農山村第1189号で長崎県農地転用指針の「処分等の判断基準」に基づき、総合的に判断した結果、追認許可相当と判断しましたという通知がきておりますので、申し添えておきます。

違反転用連絡票を県へ提出の折（5月12日）に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。

この案件は、既に植林をされてありまして、ご本人も農地法の許可が必要だったとは思われてなくて反省をされております。

また、今年の6月の定例会におきまして、違反転用につきまし追認許可相当としてやむを得ないという事で、ご審議を頂いておりますので、農用地区域の除外申請につきましても皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号11番は意見を付して回答致します。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願いします。12番 土地の所在、

石田町南触 字若宮・・・・地目 畑 面積 121㎡

同じく・・・・の一部 台帳地目 畑 現況地目 田 面積 1,656㎡のうち521㎡

計 2筆で642㎡

除外目的、駐車場用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、手芸用品の店舗兼住宅として、申請地に隣接する宅地及び建物を購入しましたが、駐車スペースが不足しているため、申請地を買い受けて駐車場として整備したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から21頁です。

9月20日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。

只今、事務局から説明がありました通り20日に申請人と現地を確認致しました。この・・さんは大阪から壱岐への移住者でありまして、ここで手芸教室をしたいという事であります。駐車場にしても周辺農地への影響は、無いかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号112番は意見を付して回答致します。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在、

石田町石田東触 字久保・・・・の一部 地目 田 面積 1,675㎡のうち20㎡

除外目的、資材置場用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、自社の資材置場の申請地に隣接している箇所が大雨等で度々崩壊し、事業や営農に支障を来しているため、申請地を買い受けて、自然石の据え付け及び土留め工事を施工したいので、農振農用地からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は22頁から24頁です。

9月20日に・・委員さんと申請人の弟さんか立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。

只今、事務局から説明がありました通り20日に現地確認を致しました。周辺農地へは何ら影響は無いと思います。皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号13番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第43号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）

に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、25頁をお願いします。

議案第43号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

芦辺町箱崎諸津触 字山畑 ・・・・の一部 地目 畑 面積 1,143㎡のうち105㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に農業用機械倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は26頁から28頁です。9月20日に・・・委員さんと申請人の子供さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員

はい、皆さんお早うございます。諸津担当の・・・です。先程事務局の発表の通り20日に現地確認を行いました。申請人の・・・さんは、非常に高齢で立会いが出来ませんでしたので、長男さんの元役場に勤めておられました・・・さんが立ち会われました。・・・さんは役場に務めながら牛飼いをされております。現在、成牛15頭、子牛が14頭で頑張っておられます。主に奥さんが頑張っておられます。現在、トラクターが大小5台あって、今1台しか入れる所がないそうです。後は人の倉庫に入れてあるそうです。それで農業用機械倉庫を建築したいという事で申請がっておりますので、皆様方のご審議、よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号2番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第44号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第45号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第44号と議案第45号は一括して説明させていただきます。29頁をお願い致します。

議案第44号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定につ

いて」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

30頁の令和4年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度29頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田の新規が1筆で1,394㎡、10年間の畑の新規が2筆で951㎡、20年間の田の新規が2筆で3,178㎡、賃貸借権設定の合計が5筆で5,523㎡、使用貸借権設定の10年間の田の新規が1筆で2,347㎡、畑の更新が2筆で2,555㎡、20年間の畑の新規が1筆で2,814㎡、使用貸借権設定の合計が4筆で7,716㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、31頁をお願い致します。議案第45号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。32頁の令和4年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度31頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第44号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第44号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

・・委員

議長。

議長

はい、・番 ・・委員。

・・委員

言わないが良いかとも思いましたが、30頁の番号で3番の借用開始と借用終期が令和4年となっているが、32頁も同じになっています。

事務局

議長

議長

はい、事務局

事務局

大変申し訳ありません。終期を令和4年から令和14年に訂正下さいますようお願い致します。

議長 外にございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 ひとつ質問良いですか。先程、一般住宅は法面、進入路を除く有効面積が 5 0 0 m²未満といわれました。農家住宅は法面、進入路を除く有効面積が 1, 0 0 0 m²未満といわれましたがその線引きはどのようになっていますか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 農家には、農業用倉庫、牛舎、農作業場等が必要という事で 1, 0 0 0 m²未満となっております。農業者でないと適用はありません。

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 基本農家でないと認められないという事ですね。

事務局 そういふ事です。

議長 外にございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願いというのは、出さなければならぬのですか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 農地の競買に参加する者が農地法上、買い手として適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものであります。この適格証明書の交付を受けることで初めて競買に参加することができます。

買い手としての適格であるかの判断につきましては、通常の農地法第 3 条の許可基準と同様の判断を行うことになっております。

・・委員 これは、市の競売物件ですね。

事務局 そうです。

・・委員 はい、わかりました。

議長 外にございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 4 4 号と議案第 4 5 号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

それでは、その他の件をお願いします。

事務局 ① 1 0 月の定例会の日程 令和 4 年 1 0 月 2 6 日（水） 9 時～
 ② 島外研修の日程 令和 4 年 1 1 月 2 8 日（月）～
 令和 4 年 1 1 月 2 9 日（火）
 ③ 地区別農業委員会委員研修会
 令和 4 年 9 月 2 7 日（火） 石田農村環境改善センター 1 4 時～

④農業委員の改選の件。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。